

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月1日

広島県公安委員会

委員長 西野 泰代

広島県公安委員会規則第10号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則（平成21年広島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(医師の指定) 第1条 略 2 法第12条の3の規定による診断を行う医師の指定は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。		(医師の指定) 第1条 略 2 法第12条の3の規定による診断を行う医師の指定は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。	
診断の対象者	医師	診断の対象者	医師
法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。） <u>第11条第3号に定める病気を除く。</u> ）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	略	法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。） <u>第8条第3号に定める病気を除く。</u> ）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	略
<u>令第11条第3号に定める病気にかかっている者</u>	略	<u>令第8条第3号に定める病気にかかっている者</u>	略
略		略	

附 則

この公安委員会規則は、令和6年8月1日から施行する。